

第3類 行政通則

第1章 組 織

○石狩川流域下水道組合事務局組織規則

制 定	昭和61年3月31日	規則第1号
改 正	平成3年3月29日	規則第6号
	平成16年3月26日	規則第1号
	平成24年12月1日	規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、石狩川流域下水道組合（以下「組合」という。）の組合長の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するための事務局設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局及び奈井江管理センター)

第2条 事務局及び奈井江管理センターを石狩川流域下水道奈井江浄化センター内に置く。

(職員の配置)

第3条 事務局に、事務局長、事務局次長、参事、技監、主幹、所長、副主幹、主査及びその他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長、事務局次長、参事、技監、主幹、所長、副主幹及び主査は上司の命を受けて部下職員を指揮監督する。

2 前項の職員は、担当する事務の進捗、整備及び処理について責任を有する。

(事務分掌)

第5条 事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 公文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (3) 職員の任免、分限、懲戒その他人事に関する事。
- (4) 職員の給与、旅費等に関する事。
- (5) 服務、研修、福利厚生及び保健衛生に関する事。
- (6) 職員の公務災害補償に関する事。
- (7) 予算の編成及び執行に関する事。
- (8) 物品の購入調達に関する事。
- (9) 負担金の賦課及び徴収に関する事。
- (10) 議会の招集及び議案の発議等に関する事。
- (11) 組合議会、監査委員及び公平委員会との連絡調整に関する事。
- (12) 北海道及び組合加入市町との連絡調整に関する事。
- (13) 条例、規則、規程、告示及び訓令に関する事。
- (14) 広報に関する事。
- (15) 管理施設、処理施設及び中継ポンプ施設の管理に関する事。
- (16) し尿処理施設の設置及び管理に関する事。
- (17) 公用車の運行管理に関する事。
- (18) 委託業者の指導監督に関する事。
- (19) 水処理施設、汚泥処理施設、中継ポンプ施設及びし尿処理施設の運転操作に係る技術指導及び保守点検に関する事。
- (20) 汚泥の有効利用、処分及び調査研究に関する事。
- (21) 処理施設の採水、放流河川の水質調査及び分析研究に関する事。
- (22) その他、組合の管理運営に関し必要な事項

(施行細目)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年12月1日から適用する。

附 則（平成3年3月29日規則第6号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月1日規則第3号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。